



2024年7月8日

各 位

会 社 名 株式会社プロパスト
代表者名 代表取締役社長 津江 真行
(コード：3236、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理本部長
兼経営企画部長 矢野 義晃
(TEL. 03-6685-3100)

監査等委員会設置会社への移行に伴う取締役の報酬額設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年8月27日開催予定の第38期定時株主総会に、下記のとおり監査等委員会設置会社への移行に伴う取締役に係る報酬額設定を行うことについて、付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定

当社の取締役の報酬額は、2006年8月28日開催の第20期定時株主総会において年額300百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。

今般、定款一部変更に関する議案の株主総会における承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を設定するものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は、経済情勢等諸般の事情も考慮し、現行の報酬額と同額の年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額75百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、事業報告に記載の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」につきまして、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員であるものを除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬枠を決定するものであるため、相当な内容であると判断しております。

「定款一部変更」および「取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任」の両議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は7名（うち社外取締役4名）となります。

本議案は、定款一部変更に関する議案の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

2. 監査等委員である取締役の報酬額設定

今般、定款一部変更に関する議案の株主総会における承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、新たに監査等委員である取締役の報酬額を設定するものであります。

監査等委員である取締役の報酬額は、その職務と責任を考慮し、年額 30 百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであるため、必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、「定款一部変更」および「監査等委員である取締役 3 名選任」の両議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は 3 名となります。

本議案は、定款一部変更に関する議案の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

3. 決議予定日

2024 年 8 月 27 日（火）

以上